

規程類必須項目確認書

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

| | |
|----------|---------------------------------|
| 事業名: | 子供達が自分の未来を創っていくうえでのアンフェアを無くそう事業 |
| 団体名: | 株式会社イベント・トゥエンティ・ワン |
| 過去の採択状況: | |

| | |
|----------|-------------------------------|
| 記入箇所チェック | 確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。 |
|----------|-------------------------------|

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

（注意事項）

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>

◎後日提出する規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

| | | |
|------|------|------|
| 記入完了 | 記入完了 | 記入完了 |
|------|------|------|

| 規程類に含める必須項目 | (参考)JANPIAの規程類 | 提出時期（選択） | 根拠となる規程類、指針等 | 必須項目の該当箇所 ※条項等 |
|---|------------------------|-------------|--------------|-------------------|
| ●社員総会・評議員会の運営に関する規程 | | | | |
| (1) 開催時期・頻度 | ・ 評議員会規則 ・ 定款 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 招集権者 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (3) 招集理由 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (4) 招集手続 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (5) 決議事項 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (6) 決議（過半数か3分の2か） | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (7) 議事録の作成 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としなすこととします。 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●理事会の構成 | | | | |
| (1) 理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること | 定款 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。 | | | | |
| (1) 開催時期・頻度 | ・ 定款 ・ 理事会規則 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 招集権者 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (3) 招集理由 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (4) 招集手続 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (5) 決議事項 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (6) 決議（過半数か3分の2か） | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (7) 議事録の作成 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●理事の職務権 | | | | |
| JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること | 理事の職務権限規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●監事の監査に関する規程 | | | | |
| 監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください | 監事監査規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●役員及び評議 | | | | |
| (1) 役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額 | 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 報酬の支払い方法 | | 内定後1週間以内に提出 | | |

| | | | | |
|--|--|-------------|--|--|
| ●倫理に関する規程 | | | | |
| (1) 基本的人権の尊重 | 倫理規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 法令遵守（暴力団、反社会的勢力の排除） | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (3) 私的利益追求の禁止 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (4) 利益相反等の防止及び開示 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (6) 情報開示及び説明責任 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (7) 個人情報の保護 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●利益相反防止に関する規程 | | | | |
| (1) -1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと | ・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (1) -2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●コンプライアンスに関する規程 | | | | |
| (1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること | コンプライアンス規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) コンプライアンス委員会（外部委員は必須） 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●内部通報者保護に関する規程 | | | | |
| (1) ヘルプライン窓口（外部窓口の設置が望ましい） | 内部通報（ヘルプライン）規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」を踏まえた内部通報制度について定めていること | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●組織（事務局）に関する規程 | | | | |
| (1) 組織（業務の分掌） | 事務局規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 職制 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (3) 職責 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (4) 事務処理（決裁） | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●職員の給与等 | | | | |
| (1) 基本給、手当、賞与等 | 給与規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 給与の計算方法・支払方法 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●文書管理に関する規程 | | | | |
| (1) 決裁手続き | 文書管理規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 文書の整理、保管 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (3) 保存期間 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●情報公開に関する規程 | | | | |
| 以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録 | 情報公開規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●リスク管理に関する規程 | | | | |
| (1) 具体的リスク発生時の対応 | リスク管理規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 緊急事態の範囲 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (3) 緊急事態の対応の方針 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (4) 緊急事態対応の手順 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| ●経理に関する規程 | | | | |
| (1) 区分経理 | 経理規程 | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (2) 会計処理の原則 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (4) 勘定科目及び帳簿 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (5) 金銭の出納保管 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (6) 収支予算 | | 内定後1週間以内に提出 | | |
| (7) 決算 | | 内定後1週間以内に提出 | | |

定款

株式会社イベント・トゥエンティ・ワン



株式会社イベント・トゥエンティ・ワン定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社イベント・トゥエンティ・ワンと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 催事の企画・運営の受託業
2. 展示会・販売促進のイベント会場設営の受託業
3. 各種記念行事の催し会場設営の受託業
4. 催し会場に関する物品のリース業
5. 総合リース業
6. 動産賃貸業
7. 宣伝広告の企画及び代理業
8. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県香芝市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 8 条 当社の発行する株券は、1 株券、5 株券、10 株券、50 株券及び100 株券の5 種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 12 条 前三条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 14 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する

株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第15条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第17条 株主総会を招集するには、株主総会の日の2週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。複数の取締役を置く場合は、取締役の過半数の決定により、取締役社長がこれを招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定める順序により、他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは株主総会において出席株主中から選出する。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使す

ることができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第20条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役又は議長、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において株主総会の日から10年間備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(員数)

第23条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役選任及び解任の方法)

第24条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過

半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 25 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 26 条 当会社に複数の取締役を置く場合、取締役の互選によって、代表取締役を選定し、その者を社長とする。複数の代表取締役が選定された場合は、それらの者の中から社長を 1 名選定する。取締役 1 名のみを置いた場合は、その者を代表取締役とし、社長とする。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 21 日から翌年 3 月 20 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 29 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 20 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 30 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

この定款は、当会社の現行定款に相違ありません。

平成 年 月 日

株式会社イベント・トゥエンティ・ワン

代表取締役 中野 愛一郎



履歴事項全部証明書

奈良県香芝市磯壁二丁目1073番地1
株式会社イベント・トゥエンティ・ワン

| | | |
|----------------------|---|--------------------------------|
| 会社法人等番号 | 1500-01-012388 | |
| 商号 | 株式会社イベント・トゥエンティ・ワン | |
| 本店 | 奈良県香芝市藤山一丁目3番15号 | 平成 7年 4月 5日移転 |
| | 奈良県香芝市磯壁二丁目1073番地1 | 令和 3年11月 1日移転 令和 3年11月 1日登記 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする | |
| 会社成立の年月日 | 平成3年4月25日 | |
| 目的 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 催事の企画・運営の受託業 2. 展示会・販売促進のイベント会場設営の受託業 3. 各種記念行事の催し会場設営の受託業 4. 催し会場に関する物品のリース業 5. 総合リース業 6. 動産賃貸業 7. 宣伝広告の企画及び代理業 8. 前各号に付帯する一切の事業 | |
| 発行可能株式総数 | 800株 | |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 200株 | |
| 株券を発行する旨 の定め | 当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記 | |
| 資本金の額 | 金1000万円 | |
| 株式の譲渡制限に 関する規定 | 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければなら ない。 平成27年 7月21日変更 平成27年 7月27日登記 | |

| | | |
|------------|---|---------------|
| 役員に関する事項 | 取締役 中野あさ子 | 平成29年 4月15日重任 |
| | | 平成29年 6月20日登記 |
| | 取締役 中野愛一郎 | 平成29年 4月15日重任 |
| | | 平成29年 6月20日登記 |
| | 代表取締役 中野愛一郎 | 平成29年 4月15日重任 |
| | | 平成29年 6月20日登記 |
| 支店 | 1 東京都北区田端五丁目14番13号 | 平成25年12月 1日設置 |
| | | 平成25年12月 2日登記 |
| | 2 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目3番10号 新横浜I. Oビル801号 | 平成30年 1月21日移転 |
| | | 平成30年 1月23日登記 |
| | 3 大阪市東淀川区豊里五丁目1番9号 | 平成29年 2月21日設置 |
| | | 平成29年 2月21日登記 |
| | 4 愛知県名古屋市中川区万場五丁目2415番地 万場町五丁目倉庫1号 | 平成30年 3月 1日設置 |
| | | 平成30年 3月14日登記 |
| | 5 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目23番50号 | 平成30年 3月10日設置 |
| | | 平成30年 3月22日登記 |
| | 6 千葉市中央区都町二丁目28番4 | 平成31年 3月 1日設置 |
| | | 平成31年 3月 6日登記 |
| | 7 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 | 平成31年 3月 1日設置 |
| | | 平成31年 3月 6日登記 |
| | 8 埼玉県川口市安行領根岸3139 | 令和 2年 3月 1日設置 |
| | | 令和 2年 3月 3日登記 |
| | 9 福岡市東区多の津四丁目20番7号 | 令和 2年 3月 1日設置 |
| | | 令和 2年 3月 3日登記 |
| 登記記録に関する事項 | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 5月26日移記 | |

奈良県香芝市磯壁二丁目1073番地1
株式会社イベント・トゥエンティ・ワン



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4年11月 4日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉 本 孝 誠

